

答 申 第 33 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和元年 12 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が開示妥当と判断した部分を除き、非開示とすることが妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が平成 31 年 2 月 4 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「特定事業者が提出したメガソーラー事業に関する林地開発許可申請に係る届出書類一式」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人（開示請求者ではない者）の情報が含まれる林地開発許可申請書等を対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）として特定し、平成 31 年 2 月 28 日付けで開示請求者（参加人）に対して行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、条例第 17 条第 2 項に規定する第三者である審査請求人が取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求について

実施機関は、本請求に際し、本件対象公文書に審査請求人の情報が含まれていることから、条例第 17 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人に対して意見照会を行った上で、本決定を行った。

実施機関は本決定を行うと同時に、反対意見書を提出した審査請求人に対し、条例第 7 条第 3 号（法人情報）に該当しないとの理由で条例第 17 条第 3 項の規定に基づき本件対象公文書を開示する旨を通知したところ、審査請求人から本件審査請求が提起された。

なお、本請求を行った開示請求者に対しては、本件審査請求に係る裁決に至るまで開示を停止する旨の通知がなされている。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

開示される予定の情報は、全て自社の事業内容を示す内部情報又は経営情報であり、申請書類として活用したものである。地元住民には必要かつ可能な範囲で提示をしているが、公開しているものではなく、利用目的の明確ではない第三者に開示された場合、悪用され、事業活動への妨害に利用されることで利益を損なう恐れがある。また、敷地内の道、通路、水路、構築物の位置、構造、詳細が明らかになることで、事業地への侵入、盗難、破壊等に利することになるので、非開示とされるべきである。

地元の自治会・組合、個人の同意書類や、締結した協定書については、公開されることを前提に同意、締結したものではないので、開示するに当たり地元自治会・組合、個

人の権利利益を害するおそれがある。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定等が妥当というものである。

審査請求人が求めている「林地開発許可申請書」、「法人登記簿謄本」、「土地全部事項証明書」を除くすべての図書類を非開示とすることは、原則公開の条例の趣旨に照らして不適當である。

地元の同意の状況等については、申請時点で森林所有者の同意がない場合であっても、同意の得られる見込みであることを前提として作成されたものであって、協定書の内容については一般的な内容についての記載がされているのみであり、協議の内容が推測される情報以外については、非開示情報には該当しない。

審査請求人は、本件情報の一部について、住民説明会で近隣住民等に説明していることが認められ、公にすることにより審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するとはいえないため、開示が妥当である。

6 参加人の主張

審査請求人の主張にある「機密情報」について、三重県は十分に配慮しており、事業に反対する者の対抗活動を利するものではない。印影や個人企業名、非開示に該当する固有名詞は黒塗りになるので、審査請求人が主張する「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」には該当しない。

「林地開発行為許可申請書」は当該開発行為における防災などの情報が含まれており、利害関係を有する者や地域住民には開示されるべき情報である。さらに、審査請求人からの情報は、事業説明会資料において公になっているので、審査請求人の主張には妥当性が認められない。

7 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、森林法第 10 条の 2 に基づき、開発を行う際に提出された申請書であり、「計画説明書、委任状」、「事業計画概要書、土地利用計画図等」、「決算報告書等」、「事業ストラクチャー整理図」、「公図合成図」、「地元同意書及び協定書」、「土

量収支計算書、調整池設計計算書等」、「事業の実施計画図面等」、「河川管理者との協議に関する資料」、「資金計画書、議決書等」の各文書からなるものである。

実施機関は、各文書に押印された個人印、調査設計等の担当者氏名及びメールアドレス及び法人代表者の生年月日並びに「地元同意書及び協定書」に記載された地縁団体代表者の住所及び氏名については条例第7条第2号（個人情報）に該当し、「地元同意書及び協定書」における日付及び協議の経緯並びに「事業ストラクチャー整理図」及び「資金計画書、議決書等」における取引金融機関名、O&M事業者名、与信金額、与信期間、与信金利、留意事項、売電時期及び法人代表者印並びに「決算報告書等」における税務申告書の記載事項については条例第7条第3号（法人情報）に該当するとして非開示とし、その余の全部を開示するとした。

審査請求人は、本件対象公文書を開示すると、利用目的の明確ではない第三者に悪用され、事業活動への妨害に利用されることで利益を損なう恐れがある。また、敷地内の道、通路、水路、構築物の位置、構造、詳細が明らかになることで、事業地への侵入、盗難、破壊等に利することになる。また、地元の自治会・組合、個人の同意書類や、締結した協定書については、公開されることを前提に同意、締結したものではないので、開示するに当たり地元自治会・組合、個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第7条第2号及び第3号に該当し非開示とすることを求めている。

この審査請求人の主張に対し、実施機関は非開示とした部分以外のその余の全部は開示すべきであるとしているので、これらの部分の条例第7条第2号（個人情報）及び第3号（法人情報）該当性について、以下検討する。

(3) 条例第7条第2号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第2号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であればすべて非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。

そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(4) 条例第7条第2号（個人情報）本文の該当性について

実施機関が、本号に該当しないとして開示とした情報は、「河川管理者との協議に関する資料」について、地方自治体の職員と協議を行った際に出席した法人担当者の氏名である。実施機関によると調整池の計画に関する協議は、開発の防災上の洪水調整池の設計のもとになる書類であって、協議に参加した事業者の担当者名は、公益上公にすることが必要であると認められる情報であり、個人情報には該当しないと述べている。

協議に参加した法人の担当者名は、特定の個人が識別され、又は識別され得ることになる個人に関する情報であることは明らかであり、条例第7条第2号本文に該当する。

(5) 条例第7条第2号（個人情報）ただし書きの該当性について

条例第7条第2号ただし書きは個人識別情報であっても「公益上公にすることが必要であると認められるもの」については公開の対象となる旨規定している。この規定は、個人識別情報であっても、人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められるものがあるが、その場合には、公益と一方これを公開されることによる個人のプライバシー侵害による不利益とを比較衡量した結果、なお公益の方が大とされたものを、条例第7条第2号の例外として公開の対象とする旨定めたものである。

本件対象公文書中に記載の個人情報は、調整池の改修計画について、事業者と地方自治体が協議を行った際に出席した担当者の氏名であり、あくまで特定法人の一従業員としての氏名であり、個人の住所や電話番号等のように当該個人の私生活にわたる情報ではない。しかしながら、防災の安全管理の確保という観点からみても、当該個人情報のもつ公益性は相対的に低いものと言わざるを得ず、開示の公益性と個人のプライバシーに関する情報の開示により侵害される個人の権利利益を比較衡量した場合、本件事案の場合、開示することの公益が開示による個人の不利益よりも大きいとはいえない。したがって、非開示が妥当であると判断する。

(6) 条例第7条第3号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、当該法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができると定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる支障から県民等の生活・環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、常に開示が義務づけられることになる。

(7) 条例第7条第3号（法人情報）の該当性について

ア 計画説明書、委任状

林地開発許可申請書に添付されている文書であり、記載されている情報のうち、実施機関が開示することとしたのは「開発対象区域の場所」、「計画の方針」、「開発区域の現況」、「土地利用計画」、「開発事業計画」、「その他参考事項」、「委任状の個人名、法人代表者の印影以外の内容」である。実施機関によると、「これらの情報は、住民説明会で説明がされている情報と同様であるため、開示しても法人の正当な利益を害するとは認められないため、開示が妥当である。」と主張している。それに対

して審査請求人は、「住民説明会で説明した情報は、地元の住民を対象にしたものであり、積極的に公にしているものではない。」と主張している。

確かに通常住民説明会というものは、基本的に地域の住民を対象として行うものであり、そこで説明された情報がただちに誰もが知りうる情報として公にされている情報とはいえない。しかしながら、本件事案にかかる三重県環境影響評価条例等に基づく説明会が多数行われていたこと及び事業対象地区外の住民の関心が非常に高く、当該地区外の住民も説明会に参加していたことが実施機関の説明から伺える。さらに、三重県環境影響評価条例の概要を見てみると、「環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民等、市町長、知事から意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度」であると述べられている。この趣旨及び前述した説明会の状況を鑑みると、公開することで法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないので、条例第7条第3号には該当しない。したがって、これらの記載内容を開示するとした実施機関の決定は妥当である。

イ 事業計画概要書、土地利用計画図等

林地開発許可申請書に添付されている文書であり、事業の実施方法、実施場所が記載されている文書である。実施機関によると、これらの情報はすでに環境影響評価書に記載されている情報であって何人でも閲覧が可能なものであり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないとのことであった。この実施機関の説明に不合理な点は見つからず、本件情報を開示するとした実施機関の決定は妥当である。

ウ 決算報告書等

税務申告書の記載内容であり、記載される情報のうち、実施機関が開示することとしたのは、「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者名」、「住所」、「課税期間」、「事業種目」、「課税方式」、「資本金」等の情報である。これらの情報は、法人登記簿に記載されている情報と同一のものと認められ、開示することで開示請求者の競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められないので、開示するとした実施機関の決定は妥当である。

エ 事業ストラクチャー整理図

資金計画書の添付資料として、本件メガソーラーの事業構造が記載されている。審査請求人は、本件情報は取引先等自社の経営情報であるため、条例第7条第3号に該当すると主張している。それに対し実施機関は、「本件情報はメガソーラー事業の事業を行う場合には一般的な構造であり法人のノウハウには該当しない。出資比率と取引銀行名、O&M事業者名以外の情報は、地元住民への説明会等で周知されている内容及び法人登記簿で確認できる情報については条例第7条第3号には該当しない。」とのことであった。

確かに法人の取引先に関する情報は、法人の内部管理に関する情報であり、保護すべき利益があることを審査会として否定するものではない。しかし、アで検討したように、本件における住民説明会において説明されている情報については、条例第7条第3号には該当せず、また、法人登記簿に記載がされている代表者氏名、法人設立日は、商業登記簿法第10条第1項の規定により何人も閲覧が可能であるから、商業登記簿に記載がされている情報についても同様に条例第7条第3号には該当せず、開示とした実施機関の決定は妥当である。

オ 公図合成図

公図を、本件メガソーラー事業の事業区域に合わせて組み合わせ、加工した資料である。

公図そのものは登記所において公表されている情報であるが、本件対象公文書は、公図を合成した上で作成者により加工がされた資料であり、公図そのものとは認められないが、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、登記所において公表されているいくつかの公図を、事業区域に合わせる形でつなげたものであり、加工について、事業区域を線引きしたり、土地の所有者ごとに色分けがされていることに過ぎないことが確認された。土地の所有者は、不動産登記簿で、事業区域については既に他の資料で明らかにされており、本件公図合成図を作成した事業者独自のノウハウが存在するとは認められないため、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、条例第7条第3号には該当せず、開示とした実施機関の決定は妥当である。

カ 地元同意書及び協定書

審査請求人は、林地開発を実施する際に、地元自治会・組合等から提出された同意書、または締結した協定書は、公開されることを前提に提出や締結をしたものではなく、開示することにより地元自治会・組合等の権利利益を害することから、すべてについて非開示が妥当であると主張している。しかしながら、林地開発行為の許可申請について、地元の同意を得ることは許可要件となっており、各自治会と交わした協定書の内容についても、一般的な内容についての記載がされているのみであり、住民の同意の状況、同意書、協定書の内容については、公開することで地元自治会・組合、また個人の権利利益を害する情報であるとは認められない。したがって、開示が妥当である。ただし、同意を結んだ自治会の代表者の氏名、同意の日付については、審査請求人との協議の内容が推測される情報であり、公開することで特定の自治会の正当な利益を害するおそれが認められるため、条例第7条第3号本文に該当するため、非開示とした実施機関の決定は妥当である。

キ 土量収支計算書、調整池設計計算書等

事業計画地における切土量、盛土量の収支計算、調整池の構造、容量等の設計・計算がされている書類であり、実施機関によると、他の開発行為と比較して特殊なものではなく、計算に用いる計算式は、既に公表されているマニュアル等に従って

算定を行っており、計算式に当てはまる数値は個別の案件ごとに異なるが、現地での調査を行えば誰でもその数値を求めることができるものであるから法人のノウハウには該当しないため、開示が妥当であると主張がされている。当審査会において本件対象公文書を見分し、また審査請求人に確認したところ、これらの記載内容に具体的な当該法人独自の独創性があるとは認められなかった。当該法人独自の独創性が認められないということは、これらの記載内容を閲覧せずとも同業他社が当該法人と同じような内容の計算、設計をすることが可能であるということであり、そのように考えると、これらの記載内容を開示することによって競争上の地位その他正当な利益を害すると判断することはできない。したがって、開示とした実施機関の決定は妥当である。

ク 事業の実施計画図面等

事業の実施計画図面は審査請求人によると、これらの情報は、事業の関係者（行政・地元住民等）に必要な範囲でのみ開示しているものであり、利用目的の明確でない第三者に開示された場合、敷地内の通路、構築物の位置、構造、詳細が明らかになり、事業地への侵入、盗難、破壊等に利することになるので、条例第7条第3号に該当すると述べている。しかしながら、本件公文書で明らかとなる通路等の部分や構築物の位置、寸法等の情報は、建設後は外部から目視可能になるものであり、詳細な内部構造を公開するものではなく、審査請求人が主張するような妨害破壊活動に使われるということについて具体的な懸念は認められず、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

防災施設等に要する経費については、実施機関は、防災施設を正當に整備していることを示すための一般常識的な範囲のものであり、本件のメガソーラーの事業の場合ごく一般的な設備なので、法人独自のノウハウには当たらないと述べている。

確かに防災施設の区分、規格については、公開することで法人の競争上の地位その他正当な利益を害する情報であるとは認められず、開示が妥当である。しかしながら、それぞれの防災施設の数量、単価、金額については、防災施設を具体的にどれくらいの経費でどのように整備するかということが明らかとなるため、法人の営業に関する情報に該当し、これらを開示することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第7条第3号に該当する。したがって、実施計画図面、防災施設に要する経費のうち、防災施設の区分、規格については開示が妥当であるが、防災施設の数量、単価、金額については非開示とすることが妥当である。

ケ 河川管理者との協議に関する資料

調整池下流水路の改修計画にかかる地方自治体の職員と協議を行った際の資料である。本件対象公文書に記載されているのは協議内容や、調整池についての計画図面、計算結果等となっているが、既に環境影響評価書等で公になっている内容や、一般的な記載、既に公表されているマニュアル等に従って算定された計算結果が載せられているのみであり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認め

られない情報であり、条例第7条第3号本文には該当しない。したがって、開示とした実施機関の決定は妥当である。

コ 資金計画書、議決書等

資金計画書は、林地開発許可申請書に添付されている文書であり、メガソーラー事業を行う際の事業経費、年次別の資金繰り表、融資意向書が記載されており、議決書は審査請求人内部における事業決定書の内容が記載されている。

資金計画書のうち、事業収支計画書、年度別資金計画の「金額」、「年度別支出割合」は、本件事業者の財務計画に関する事項で、一般に事業者が外部に公表されることを欲しない情報であり、経営戦略・方針、資金調達力及び経理の状況が明らかになる内部情報として管理しているものである。したがって、公開することにより、本件事業者の競争上及び事業運営上の地位に不利益を与えると認められ、条例第7条第3号に該当すると認められ、非開示が妥当である。

融資意向書、議決書に記載のある「借入金の借入先、与信金額、与信期間、金利、売電予定時期」は、具体的取引関係に関する情報として営業上の秘密に属する性質を有するものである。したがって、公開することにより、本件事業者の競争上及び事業運営上の地位に不利益を与えると認められるため、条例第7条第3号に該当し、非開示が妥当である。その他の情報については、営業上秘密に属する情報とはいえ、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められないため、開示が妥当である。

(8) 結論

よって、主文のとおり答申する。

8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである

別紙1

審査会の処理経過

年月日	処理内容
H31.4.19	・諮問書及び弁明書の受理
31.4.23	・実施機関に対して、対象公文書の提出依頼
R1.5.14	・実施機関を経由して審査請求人からの反論書の受理
1.6.3	・実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・審査請求人及び参加人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
1.6.14	・参加人からの意見書及び資料の受理
1.6.19	・実施機関からの意見書の受理
1.8.28	・書面審理 ・参加人の口頭意見陳述 ・審査請求人の口頭意見陳述 ・審議 (令和元年度第4回第2部会)
1.9.20	・実施機関の補足説明 ・審議 (令和元年度第5回第2部会)
1.10.29	・審議 (令和元年度第6回第2部会)
1.11.27	・審議 (令和元年度第7回第2部会)
1.12.18	・審議 ・答申 (令和元年度第8回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等
会長 (第一部会部会長)	高橋 秀治	三重大学人文学部教授
※会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩崎 恭彦	三重大学人文学部准教授
委員	内野 広大	三重大学人文学部准教授
委員	川本 一子	弁護士

委員	仲西磨佑	司法書士
※委員	片山眞洋	三重弁護士会推薦弁護士
※委員	坂口知子	税理士
※委員	山崎美幸	(株)百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。